

# 第3次鳥栖市国際交流（多文化共生）基本方針（案）

～互いに理解し合い、暮らしやすいまちを目指して～

## 1 策定の趣旨

### (1) 策定の意義

本市では、平成15年に「国際交流基本方針」を策定し、国際化への対応を図り、国際交流を推進するために、国際性を育む地域づくりの推進を基本方向として取組を進めてきました。その後、平成26年には、多文化共生の地域づくりの推進を基本方向の一つとして新たに盛り込み、目指すべき将来像を“互いに理解し合い、暮らしやすいまち”と位置づけた「第2次国際交流（多文化共生）基本方針」を策定しました。さらに、5年を経過する平成31年に見直しを行い、「第2次国際交流（多文化共生）基本方針（後期方針）」（以下「後期方針」という。）を策定しました。

平成31年の後期方針の策定から5年が経過する中で、本市に住む留学生や技能実習生などの増加や、新たな在留資格の創設などにより中長期的に定住する外国人が増加するなど、今後も、この傾向は続いていくものと思われます。

今回、このような外国人の様々な状況の変化や本市の地域特性等を踏まえ、社会情勢の変化と時代のニーズに対応していくため、「第2次国際交流（多文化共生）基本方針（後期方針）」のこれまでの取組を継続して進めていながら、多文化共生と国際性を育む地域をつくる施策を一層充実し、新たな事業を展開していくことを目指し「第3次国際交流（多文化共生）基本方針」（以下「第3次方針」という。）を策定しました。

### (2) 方針の期間

方針の期間は、令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）までの10年間とします。

### (3) 推進体制の整備

- ① 国際交流や多文化共生に関わる施策を計画的かつ総合的に推進するため、市役所内部での連携・調整機能を充実させるとともに、県や県国際交流協会などの関係機関と連携し、施策の推進を図ります。
- ② 鳥栖市における国際交流や多文化共生の施策を推進するために、必要に応じて市民グループやボランティア団体などと連携し、市民や団体からの多様な意見を取り入れた施策の展開を図ります。

## 2 体系図

《目指すべき将来像》

互いに理解し合い、暮らしやすいまち

基本方向	基本目標	主要施策	主な取組
1 国際性を育む地域づくりの推進	1 国際理解の推進	①小中学校における国際化教育の推進	◎外国語指導助手を活用した外国語教育の推進
		②異文化理解のための各種講座の開催	◎国際理解を深める講座などの開催
		③外国人の人権尊重	◎外国人の人権尊重に関する啓発
	2 国際交流活動の推進	①友好交流都市や諸外国との交流の推進	◎鳥栖・ツアイツ子ども交流事業(派遣及び受入)
		②民間交流団体との連携強化	◎国際交流懇談会の開催
		③国際協力活動の支援	◎JICA ボランティアなど市民が参加できるボランティア情報の提供
2 多文化共生の地域づくりの推進	1 外国人も暮らしやすい環境づくりの推進	①「やさしい日本語」の普及と活用	◎「やさしい日本語」に関する出前講座の開催
		②分かりやすい生活情報の提供	◎多言語による情報提供
		③外国人からの相談に対応できる体制の充実	◎佐賀県国際交流協会事業「生活相談における多言語電話通訳」を活用した相談体制の充実
		④日本語教育によるコミュニケーションの支援	◎日本語教室「とすにほんごひろば〜とりんす〜」の実施
		⑤防災等について学ぶ機会の提供	◎外国人住民を対象とした防災訓練や出前講座の開催
		⑥生活ルール等の周知(※新規)	◎交通安全やごみの出し方などの生活ルールの周知と出前講座の開催
		⑦子育てや教育における支援(※新規)	◎外国にルーツがある保護者に対する子育てに関する情報提供の促進
	2 外国人との地域交流の推進	①外国人住民の地域活動への参加支援	◎外国人住民の地域行事や活動への参加支援
		②多文化理解に関する啓発活動の推進	◎市報、ホームページによる啓発
		③外国人住民との交流機会の創出	◎こくさいカフェの開催